

九州国立博物館開館 20 周年記念ロゴマーク・デザイン作成等業務 仕様書

1 目的

九州国立博物館が令和 7 年 10 月に開館 20 年を迎えるにあたり、九州国立博物館及び九州国立博物館の魅力を強力に発信し、来館者の増加につなげるとともに、九州各地の文化振興に資する取組を推進する 20 周年事業の認知度を向上させるため、象徴となるロゴマークを作成するもの。

2 委託業務名

九州国立博物館開館 20 周年記念ロゴマーク・デザイン作成等業務

3 委託期間の実施期間

契約締結日から令和 6 年 9 月 10 日まで

4 業務内容の詳細

(1) 九州国立博物館開館 20 周年記念ロゴマーク・デザイン作成業務

- ・ロゴマーク・デザインの作成、データの納入
- ・ロゴマーク・デザインの作成にあたり、2 案程度の提案を行うこと（原則、企画提案書で提案された最大 2 案から最終的なロゴマークを選定する。ただし、別途提案が必要な事情が生じた場合は別案を提案すること。）
- ・デザイン案はそれぞれカラー、モノクロを制作すること
(ロゴマークの商標登録に係る類似商標の調査、商標登録出願手続きは福岡県が実施予定)

(2) ロゴマークを使用するにあたってのガイドラインの作成業務

- ・ロゴ表示色の指定（カラー・モノクロ含む）
 - ・ネガティブ（反転）表示パターン
 - ・余白（アイソレーションエリア）の設定
 - ・表示色と背景色の関係
 - ・最小使用サイズの設定
 - ・禁止事項の設定
- などを適切に盛り込むこと。

【ロゴマークに求める条件】

- ・シンボルマークとロゴタイプを組み合わせたロゴマークとする。
- ・「九州国立博物館」もしくは「Kyushu National Museum」の文字またはロゴを含んだデ

デザインとすること。

- ・「20周年」や「20」、「20th」など、九州国立博物館が開館20周年であることが識別できる文字またはロゴを含んだデザインとすること。
- ・多岐にわたる広報媒体において、活用が可能であること。例として、WEB、動画、名刺、封筒、パンフレット、ポスター、テレビ、新聞、ステッカー等とする。
- ・デザインはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。
- ・ロゴマークは九州国立博物館と福岡県が広報活動等において使用するほか、九州国立博物館内のミュージアムショップ、レストラン、カフェ等の運営事業者が商品や広報活動において使用することも想定している。
- ・最終デザインは九州国立博物館と協議のうえ決定する。最終デザイン決定のために必要な修正について、受託者は発注者の指示に従う。

【参考】九州国立博物館パンフレット

https://www.kyuhaku.jp/pdf/pamphlet_jp.pdf

【参考】九州国立博物館のあゆみ

九州国立博物館の開館10周年の際に、九州国立博物館の「あゆみ」を紹介したページです。

https://www.kyuhaku.jp/museum/museum_info02.html

5 成果物について

制作したロゴマーク、ガイドライン等の成果物をAIデータおよびPDFデータ形式の印刷用原稿データでCD-R等電子媒体で納品すること。なお制作したロゴマークなどは、JPEG、GIF、PNGのいずれかの画像形式データでも提出すること。

6 実施報告

- ・受託者は、すべての過程終了後、全体をまとめた報告書を作成・提出すること。
 - ・納品場所：九州国立博物館 広報課
 - ・納品数：紙媒体2部 かつ 電子データ（CD-R又はDVD-R）1部
- ※電子データは、Windowsで表示可能な形式（PDF, Word, PowerPoint等）とする。

7 権利関係

（1）全応募事業者とその提案内容について

- ①受託者の応募作品を含む全応募作品の知的財産権に関して生じた問題について、委託先決定の前後にかかわらず九州国立博物館及び福岡県は一切の責任を負わない。
- ②第三者が有する著作権や商標権等の権利を侵害しないものに限る。応募作品について、

他者の著作権侵害など著作権等に関わる問題が生じた場合は、応募者が全責任を負う。

(2) 受託者の採用作品について

①採用作品に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、九州国立博物館及び福岡県に帰属するものとする。また、受託者は採用作品に関する同一性保持権（著作権法第20条）及び著作者人格権その他一切の権利を行使しない。

②受託者は、採用作品の一部修正・翻案を九州国立博物館及び福岡県に認めること。

③受託者は、九州国立博物館及び福岡県が採用作品の商標・意匠の出願・登録をすることを認めること。

④採用作品は、九州国立博物館及び福岡県が必要と判断する目的に利用できるとともに、九州国立博物館及び福岡県が認める第三者に使用させることができるものとする。

⑤採用決定後に第三者の権利を侵害していることが発覚した場合は、その時点で委託及び作品の採用を取り消すことがある。なお、第三者から採用作品に関して権利侵害や損害賠償等の主張がなされた場合、受託者の責任と費用負担のもとに解決することとし、九州国立博物館及び福岡県は一切の責任を負わない。また、採用作品に関して九州国立博物館及び福岡県が被害を受けた場合は、損害を賠償するものとする。

8 個人情報保護

本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、「保有個人情報取扱特記事項」の規定に準じ、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

9 再委託の禁止

原則、第三者への再委託を禁止する。ただし、事前に文書により発注者と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託をすることができる。

10 秘密の保持

受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示又は漏洩してはならない。

11 その他

・事業の詳細・遂行、仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受託者で十分に協議の上、決定するものとする。

・事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、発注者に報告すること。